

	【よくあるご質問】令和８年度 社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業	
１．【申請者・補助対象施設等について】		
No	質問	回答
１	申請者は誰になりますか？	施設等の設置者が申請者となります。
２	設置者の法人格に制限はありますか？	施設等設置者の法人格（社会福祉法人、株式会社等）の別は問いません。
３	本社が東京都にない法人でも申請できますか？	申請可能です。
４	個人事業主も申請できますか？	施設等の設置者であれば、申請可能です。 個人事業主の場合は、法人名の欄は空欄とし、法人代表者の欄にご自身のお名前をお書きください。
５	申請担当者には誰の名前を書けばよいですか？	実際に申請書類等の作成を担当し、事務局からの提出書類の内容等についての確認のご連絡にも対応できる方のお名前を記載してください。 なお、特定の担当者がいない場合には、「事務担当者」と記載してください。
６	補助対象施設について教えてください。	分野ごとの交付要綱に定められた、都知事または都内区市町村長の指定等を受けた入所・通所・訪問・相談系等全ての社会福祉施設等が補助対象施設となります。 ただし、本事業の実績報告時点までに、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を策定していることを補助要件とします。
７	補助要件のBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは、どういったものですか？	災害等が発生した非常時における判断基準や行動手順を予め定め、業務継続方法をまとめたものとなります。 行動手順は地域の防災資源の状況等に加え、施設ごとの利用者の特性、職員体制、その他運営状況を踏まえ、発災時に職員が円滑な初動対応、業務継続に向けた応急行動を取れるよう、具体的な手順を定めておくよう、計画的に検討、策定をお願いします。 ※なお、今回ご提出いただくBCPには、当該申請施設等のものであることがわかる記載（「施設名（または法人名）」）と「本補助金を活用して整備する機器種別（例：可搬型蓄電池）」の記載の両方が必要です。
８	補助対象施設かどうか確認する方法を教えてください。	ホームページのお問い合わせフォーム等から事務局までお問い合わせください。 なお、お問い合わせの際には、施設等を特定できるよう、指定等を受ける際に届け出ている「法人名」「法人住所（郵便番号含む）」「施設名」「施設住所（郵便番号含む）」「指定事業所番号」「サービス種別」を必ず記載してください。
９	過去に本事業の補助金交付を受けた施設は、申請できますか？	本事業の補助金交付は、過年度も含めて１施設につき１回限りとなります。 申請に際しては、過去に交付を受けたことがないか、事前に確認をお願いします。 ただし、過年度に補助金の交付決定を受けたものの、実績報告を取りやめて補助金の交付に至らなかった施設は、令和８年度事業の補助対象となります。
１０	第１回期間と第２回期間で同じ施設は２回申請できますか？	できません。 申請は過年度も含めて１施設１回限りとなります。

11	複合施設は申請できますか？	高齢分野・障害分野・生活福祉分野の場合、複合施設（同住所）であっても、事業が分かれている場合、原則それぞれで申請可能です。 ただし、子供・子育て支援分野の場合は、複合施設（同住所）の場合、1つの事業のみ申請可能です。
12	1法人で同一事業種別の施設を複数運営している場合、施設ごとに申請することはできますか？	1法人で同一事業種別の施設を複数運営している場合、施設ごとに申請することが可能です。 （例）認知症高齢者グループホームAと認知症高齢者グループホームBの2施設を運営している場合、それぞれの施設で申請ができます。
13	異なる事業種別の施設を運営している場合、それぞれの事業種別で申請することはできますか？	異なる事業種別の施設を運営している場合も、それぞれの事業種別で申請することができます。 （例）特別養護老人ホームAと老人デイサービスBの2施設を運営している場合、それぞれの施設分で申請可能です。
14	グループホームでユニットが複数ある場合、それぞれで申請できますか？	・ユニットの住所が異なる場合は、それぞれで申請可能です。 ・同一の住所の場合（例えば1Fと2F）は、1つの申請となります。 ・申請の際には、施設名等の情報が一致してしまう場合には、施設名を「Aグループホーム（Bユニット）」のように書き分けてください。
15	公設公営施設・公設民営施設は申請できますか？	区市町村による公設公営施設・公設民営施設は対象となります。 ※補助金の申請及び購入は、施設設置者である区市町村が行ってください。ただし、申請等を委任することも可能です。
16	本補助金の申請や受領に関する権限を委任する場合、どうすればよいですか？	本補助金の申請や受領に関する権限を委任する場合、交付申請時に「委任状」を提出する必要があります。 また、印鑑証明書（原本）は委任者のものをご提出ください。（受任者の印鑑証明書の提出は不要です。） ※「委任状」の様式については、事務局までお問い合わせください。 ※委任を行う場合は、「データ送信+郵送書類」による方法で申請してください。 ○AからBへ申請の権限のみを委任する場合 ・申請はBの名義 ・受領の権限はAのままなので、口座振替依頼書はAの名義・印 ○AからBへ受領の権限のみを委任する場合 ・申請の権限はAのままなので、申請はAの名義 ・口座振替依頼書はBの名義・印 ○AからBへ申請・受領の権限を委任する場合 ・申請はBの名義 ・口座振替依頼書はBの名義・印
17	交付申請後、実績報告時までに施設等が移転する場合、どうすればよいですか？	実績報告時に移転が完了しているのであれば、移転先の住所で申請してください。 また、施設等が移転したことがわかる書類（指定権者等行政機関への変更届出書の写し等）のご提出をお願いします。
18	実績報告時、交付申請のときから、法人情報（法人名、住所、代表者等）が変更になった場合はどうすればよいですか？	実績報告時に以下の書類のご提出をお願いいたします。 ・履歴事項全部証明書 ・印鑑証明書
19	休止中の施設等は申請できますか？	休止中の施設等については、申請対象外となります。

2. 【申請方法について】		
No	質問	回答
1	交付申請について教えてください。	交付申請とは、申請者情報及び対象事業、購入予定機器等について申請する手続きです。 事務局での審査後、交付決定を行います。
2	交付決定後、交付申請時に申請した機器とは異なる機器を購入したくなった場合は、どうすればよいですか？	・機器種別が変更になる場合 変更交付申請が必要になりますので、直ちに事務局までご連絡ください。 ※変更交付申請を行わなかった場合、機器・設備を購入しても、補助の対象とはなりません。 ※実績報告の受付開始後は変更交付申請をすることはできませんので、期日に余裕をもってご対応ください。 ・機器種別は変更せず、機器・設備のみ変更になる場合 実績報告の際に購入した機器・設備を報告してください。 ただし、機器・設備をご購入される前に、当該機器・設備が補助対象となるか必ず事前に事務局にお問い合わせください。 ※補助対象外の機器・設備を購入した場合は、補助の対象とはなりません。
3	交付決定後、機器の金額が交付申請時に申請した金額から変更となった場合は、どうすればよいですか？	・補助額（*）が、交付決定額以下となる場合は、実績報告で、実際の購入金額を報告してください。 ・補助額（*）が、交付決定額を上回る場合は、変更交付申請が必要となりますので、直ちに事務局までお問い合わせください。 * 補助対象機器ごとの補助基準額と、機器の設置等に要した費用とを比較し、いずれか少ない方の金額に補助率を乗じた金額が補助額となります。 ※実績報告の受付開始後は変更交付申請をすることはできませんので、期日に余裕をもってご対応ください。
4	変更交付申請について教えてください。	変更交付申請とは、交付申請時から機器の金額や種別を変更する場合に、変更後の内容について申請する手続きです。 事務局での審査後、変更交付決定を行います。 ※「変更交付申請」の様式については、事務局までお問い合わせください。 なお、実績報告の受付開始後は変更交付申請をすることはできませんので、変更交付申請が必要となった場合は、直ちに事務局までお問い合わせください。
5	交付申請をしたが、機器を購入しなくなった場合は、どうしたらよいですか？	必ずお手続きが必要となりますので、事務局に直ちにご連絡ください。
6	実績報告について教えてください。	実績報告とは、実際に購入した機器・設備、金額、数量等について報告する手続きです。 事務局での審査後、額確定を行います。
7	補助金の交付決定後、直ちに補助金が振り込まれるのでしょうか？	補助金の交付決定を受けただけでは、補助金は振り込まれません。 実績報告の審査の後に額確定を行い、それに基づいて補助金の振り込みが行われます。

3. 【機器の購入や経費の支払い等について】		
No	質問	回答
1	機器・設備が対象であるか確認する方法を教えてください。	補助対象機器の詳細は各部の交付要綱をご確認ください。 具体的な対象機種に関しては事務局にお問い合わせください。 ※ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から、具体的な機器・設備の型番や紹介ページURL等をお示しのうえ、お問い合わせください。
2	おすすめの機器・設備はありますか？	本事業において、特定の機器・設備を推奨することはありません。
3	1施設で複数種類の補助対象機器を整備した場合、全ての種類の機器について申請できますか？	補助対象機器は、1施設につき1種類のみとなります。交付要綱別表第2補助対象経費等における（1）非常用電源設備から（8）車両接続型電源及び外部電源接続切替盤までの補助対象機器のうち、1つを選んで申請してください。 【例】（3）可搬型蓄電池と（4）V2Hとを両方整備した場合、どちらか一方のみ補助対象といたします。1施設でそれぞれを申請することはできません。
4	同一補助対象機器内で複数の機器を購入することはできますか？	同一補助対象機器内であれば、補助基準額を上限として、複数台購入し整備した場合も補助対象とします。 （例）可搬型蓄電池（補助基準額40万円）について、25万円の可搬型蓄電池を2台整備する場合、補助基準額の40万円までは補助対象となり、補助率3/4を乗じた30万円の補助申請が可能です。
5	いつまでに購入すればよいですか？	受付期間内に実績報告をすることができるようにご購入ください。 なお、購入だけではなく、納品及び支払いまでが実績報告までに完了する必要があります。 ※第1回実績報告受付期間は令和8年8月17日（月）から同年10月16日（金）（必着）までです。 ※第2回実績報告受付期間は令和8年11月2日（月）から令和9年1月4日（月）（必着）までです。 ※納品及び支払いが完了しない場合は、交付決定を受けていた場合でも、補助対象とはなりません。 ※クレジットカード等で購入する場合は、口座から引き落としが行われたことをもって支払いが完了したとみなしますので、必ず引き落としまでが期間内に行われるようご注意ください。
6	トラブルで設置工事が遅延してしまい、実績報告期間までに支払いまでを完了することができない場合はどうすればよいですか？	天変地異・その他やむを得ない事業により、実績報告期間までに購入、納品及び支払いを完了できない可能性がある場合には、直ちに事務局までご相談ください。 ※実績報告期間内に実績報告が完了しない場合、交付決定を受けていた場合でも補助金の交付ができなくなる恐れがあります。 なお、本事業の補助対象期間（令和8年4月から令和9年2月まで）内に購入、納品及び支払いまでが完了しない場合は、いかなる理由があっても補助対象外となりますので、必ず期日に余裕をもってご対応いただくようお願いします。
7	既に購入した機器は補助対象になりますか？	令和8年4月以降に購入し、かつ本事業の対象となる機器であれば、交付申請や交付決定の前に購入した機器でも補助対象となります。 ただし、購入だけではなく、納品及び支払いまでが補助対象期間内に完了している必要があります。
8	補助対象機器の「（1）非常用電源設備」について、「総事業費5,000千円未満のものに限る」とありますが、総事業費が5,000千円以上となる場合には補助対象外となるということですか？	「（1）非常用電源設備」について、総事業費が5,000千円以上の場合は補助対象外となります。 なお、総事業費5,000千円未満として交付申請を行い、交付決定を受けた後に、実際の総事業費が5,000千円を超えてしまった場合、事業そのものが補助対象外となりますので、ご注意ください。

9	可搬型の発電機は補助対象ですか？	可搬型の発電機は「（１）非常用電源設備」から「（８）車両接続型電源及び外部電源接続切替盤」までの補助対象機器種別のいずれにも該当しないため、補助対象外です。
10	ソーラーパネルは補助対象ですか？	ソーラーパネル単体の製品は「（１）非常用電源設備」から「（８）車両接続型電源及び外部電源接続切替盤」までの補助対象機器種別のいずれにも該当しないため、補助対象外です。
11	既に所持している発電機内部の部品の入れ替えは、本事業の対象となりますか？	設置済み機器の補修やメンテナンス費用は補助対象外です。
12	非常用電源設備を交換する場合、補助の対象になりますか？ また、旧電源設備の撤去費用は補助対象ですか？	非常用電源設備を交換する場合、補助の対象となります。 ただし、旧電源設備の撤去費用は補助対象外です。
13	レンタルやリース契約による経費は、本事業の対象となりますか？	補助対象外となります。
14	クレジットカードで支払った経費は補助対象となりますか？	補助対象となります。 ただし、以下の注意事項を必ずご確認ください。 ①クレジットカードで購入する場合は、口座から引き落としが行われたことをもって支払いが完了したとみなしますので、必ず引き落としまでが補助対象期間内に行われるようご注意ください。 ※実績報告の際に、口座引き落としが完了したことを証明する資料（口座の写し等）を提出してください。 ※補助対象期間内に支払いが完了しなかった場合は、交付決定を受けていた場合でも、補助の対象とはなりません。 ※分割払いの場合には、必ず最終の引き落としまでが補助対象期間内に完了するようにしてください。 ※リボルビング払いで支払った経費は補助対象外となります。 ②当該法人又は施設等の経費であることが確認できるよう、必ず法人名義のカードで支払いをしてください。 ※やむを得ず個人名義のカードで支払いを行う場合には、当該支払いが法人又は施設等のものであることを証明できる書類（立替払清算書等）を提出してください。当該支払いが法人又は施設等のものであることを証明できない場合には、補助の対象とはなりません。
15	口座引き落としで支払った経費は補助対象となりますか？	補助対象となります。 ただし、以下の注意事項を必ずご確認ください。 ①口座から引き落としが行われたことをもって支払いが完了したとみなしますので、必ず引き落としまでが補助対象期間内に行われるようご注意ください。 ※補助対象期間内に支払いが完了しなかった場合は、交付決定を受けていた場合でも、補助の対象とはなりません。 ②当該法人又は施設等の経費であることが確認できるよう、必ず法人名義の口座で支払いをしてください。 ※やむを得ず個人名義の口座で支払いを行う場合には、当該支払いが法人又は施設等のものであることを証明できる書類（立替払清算書等）を提出してください。当該支払いが法人又は施設等のものであることを証明できない場合には、補助の対象とはなりません。
16	支払いにポイントや金券等を使用してしまった場合でも補助対象となりますか？	補助対象経費の支払いは現金又は預金に限ります。 ポイントや金券等を使用して支払った場合には、その金額分を除外した部分が補助対象経費となります。
17	支払時に還元やポイントの付与等を受けた場合には、どうすればよいですか？	機器の購入の際に、還元やポイント付与等を受けた場合には、その分を「寄附金その他の収入額」として計上し、補助対象経費から除外する必要があります。
18	補助対象経費に送料や振込手数料は含まれますか？	送料や振込手数料は補助対象経費には含まれませんので、補助対象経費から除外してご申請ください。

4. 【提出データ、郵送書類について】		
No	質問	回答
1	交付申請のとき、何を提出すればよいですか？	①申請用の様式と②申請者（運営事業者）様の印鑑証明書（原本）を提出してください。（詳細は本事業ホームページの「申請の流れ」をご覧ください。） また、補助対象機器の（1）、（3）、（6）、（7）又は（8）を申請する際には、③見積書（工事費の内訳がわかるもの）も提出してください。（内容が不十分な場合には、追加の資料提出が必要となる場合があります。） ※補助対象機器の（2）、（4）又は（5）を申請する際には、見積書の提出は不要です。
2	郵送書類の印はどの印を使用すればよいですか？	印鑑証明書と同じ印の押印をお願いします。
3	提出する印鑑証明書の有効期限はありますか？	申請日から3カ月以内のものを提出してください。
4	1法人で複数施設を申請する場合、1申請ごとに印鑑証明書（原本）の申請が必要ですか？	審査は1申請ごとに行いますので、1申請ごとに添付してください。
5	「単価（税抜）」はどのように記載すればよいですか？	販売ページ等で、製品価格の税抜金額が表記されている場合は、その金額をご記載ください。 税抜価格の表記がない場合には、税込金額を1.1で割り返し、その金額をご記載ください（小数点以下切り捨て）。
6	実績報告のとき、何を提出すればよいですか？	①申請用の様式、②申請用様式に含まれる口座振替依頼書の記載内容が確認できる箇所の通帳の写し、③納品書の写し、④領収書の写し、⑤BCPの写し（抜粋版でなく全ページをご提出ください。）を提出してください。（詳細は本事業ホームページの「申請の流れ」をご覧ください。） また、補助対象機器の（1）、（3）、（6）、（7）又は（8）を申請する際には、⑥工事の内容がわかるもの（工事費内訳書及び施工前後の写真等）も提出してください。 ※③納品書や④領収書の写しについて、金額の内訳や機器の設置に係る工事を実施した場合には工事費の内訳がわかる記載がない場合、追加の資料提出が必要となります。 ※⑤BCPの写しについては、当該申請施設等のものであることがわかる記載（「施設名（または法人名）」と「本補助金を活用して整備する機器種別（例：可搬型蓄電池）」の記載の両方が必要です。 ※クレジットカードまたは口座引き落としで支払いを行った場合には、支払い名義及び口座からの引き落としが補助対象期間内に完了したことが分かる資料（口座の写し等）が必要となります。
7	4－6の「②申請用様式に含まれる口座振替依頼書の記載内容が確認できる箇所の通帳の写し」について、通帳がない場合何を提出すればよいですか？	銀行発行の書類で口座情報がわかるものの提出をお願いします。 銀行名（銀行コード）、支店名（支店コード）、口座番号、預金種別、口座名義人（振込に使用するカタカナ表記）がわかる書類のご提出をお願いします。
8	販売店から納品書の発行がない場合どうすればよいですか？	納品書を提出できない場合には、購入した機器・設備がわかる他資料及び機器の全体・機器に記載されている品番が確認できる写真を提出してください。

9	領収書がない場合はどうすればよいですか？	領収書を提出できない場合、以下の書類のご提出でも代替可能です。 ・振込書類（銀行の振り込み依頼書等）＋注文書、購入明細書、納品書、請求書等（振込先、購入明細、金額がわかるもの）
10	区市町村が申請する場合、印鑑証明書や口座情報の書類の提出をどうすればよいですか？	印鑑証明書と通帳の写しの提出は不要です。口座振替依頼書のみご提出ください。